

令和2年12月25日

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る 迫にぎわいセンターの臨時休館の延長について

現在、利用する皆様の安全・安心を確保するため、迫にぎわいセンターを令和2年12月22日（火）から令和3年1月3日（日）まで休館することとしておりますが、市内における感染者が増加している状況であることから、更なる感染拡大防止措置として、以下のとおり休館を延長することにしましたのでお知らせします。

記

臨時休館延長の期間

■迫にぎわいセンター

令和3年1月4日（月）から令和3年1月11日（月）まで

[問い合わせ]
産業経済部地域ビジネス支援課
課長 櫻 節郎
TEL：0220-34-2706（直通）